

第28号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 別表20の項第2号の調理師試験に係る手数料 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項に規定する指定試験機関

別表6の項第7号ア中「5,000円」を「6,500円」に改め、同号イ中「3,400円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「3,600円」に改め、同項第8号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第10号ア中「5,000円」を「5,700円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,800円」に改め、同項第11号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第14号及び第16号中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表10の3の項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認を受けようとする者	120,000円
(6) 法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者	120,000円
(7) 法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認を受けようとする者	120,000円

別表12の項中第23号を第25号とし、第7号から第22号までを2号ずつ繰り下

げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 法第12条の7第1項の規定に基づく2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に 係る特例の認定を受けようとする者	147,000円
(8) 法第12条の7第7項の規定に基づく2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に 係る特例の認定に係る事項の変更の認定 を受けようとする者	134,000円

別表12の2の項第9号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表20の項第1号中「(昭和33年法律第147号)」を削る。

別表23の項に次の2号を加える。

(8) 法第107条第1項の規定に基づく介護 医療院の開設の許可を受けようとする者	63,500円
(9) 法第107条第2項の規定に基づく介護 医療院の変更の許可(構造設備の変更を 伴うものに限る。)を受けようとする者	33,000円

別表51の項第4号ア中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 法第20条第1項の規定に基づく変更の 認可を受けようとする者	
ア 砂利採取場の区域の全部又は一部が 河川区域等の区域内にある場合	15,000円
イ その他の場合	17,000円

別表60の項第3号中「16,900円」を「17,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表6の項の改正規定は、平成30年5月1日から施行する。